

## 転入届（市外→蓮田市）

転入届は、居住が他の市区町村から蓮田市に移った時に届け出なければなりません。

届出義務者は、本人および世帯主、または世帯主と同一の世帯に属する方などで、本人の依頼を受けた方になります。

また、平成 24 年 7 月 9 日より外国人住民の方も同じ扱いとなっています。

### ○届出期間

蓮田市に住み始めた日から 14 日以内（期間満了日が休日となる場合はその翌日）

### ○届出に必要なもの

- ・転出証明書（前住所地の市区町村で発行）
- ・届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等官公庁発行の写真付きの証明書の場合は 1 点。健康保険証や年金手帳等の写真なしの証明書の場合は 2 点）
- ・マイナンバーカード（所持者のみ）
- ・住民基本台帳カード（所持者のみ）
- ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のかた）
- ・委任状（代理人の場合）
- ・印鑑
- ・新築の賃貸住宅・アパート等へ入居する場合は、「契約書」をお持ち下さい。（地番やアパート名を確認し、スムーズに手続きを進めるために必要となります。）
- ・住宅を購入した場合は購入物件の地番が確認できる書類（契約書、登記簿等）を、自宅を新築した場合は、設計図面等（公図、配置図と建物の地番が確認できる書類）をご持参ください。特に住居表示地域の場合は「新築届」が必要になる場合があるため、設計図書等のご持参をお願いします。

※土曜日、日曜日の蓮田駅西口行政センターでの受付の際に、地番が確認できる書類をご提示いただけない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。

※児童や高齢者等を含む世帯の場合は、上記のほかにも必要なものがあります。

### 〈国外からの転入手続きをする時に必要なもの〉

国外に滞在していた方が帰国し、蓮田市に住所を定める時は、次の書類をご用意ください。

- ・パスポート（帰国日を確認できるもの。帰国者で住民登録をされる方全員分）  
※帰国時に、自動化ゲートを利用され、パスポートにスタンプ（証印）がない場合は、帰国日の分かる航空券の半券などをあわせてお持ちください。
- ・戸籍謄本と戸籍の附票（蓮田市に本籍がない場合）
- ・委任状（代理人の場合）
- ・印鑑
- ・新築の賃貸住宅・アパート等へ入居する場合は、「契約書」をお持ち下さい。（地番やアパート名を確認し、スムーズに手続きを進めるために必要となります。）

- ・住宅を購入した場合は購入物件の地番が確認できる書類（契約書、登記簿等）を、自宅を新築した場合は、設計図面等（公図、配置図と建物の地番が確認できる書類）をご持参ください。特に住居表示区域の場合は「新築届」が必要になる場合があるため、設計図書等のご持参をお願いします。

※外国人住民の方の国外からの新規転入手続き及び中長期在留者等になった場合の手続きは、蓮田駅西口行政センターでは取り扱いできません。

### マイナンバーカード（個人番号カード）、または住基カードによる転入転出の特例

マイナンバーカード、または住民基本台帳カードの交付を受けている方は、前住所地の役所に郵送で転出届（付記転出届）を出せば、転出証明書がなくても新住所地で転入手続きをすることができます。

### 転居届（市内→市内）

転居届は、居住が市内で移った時に届け出なければなりません。

届出義務者は、本人および世帯主、または世帯主と同一の世帯に属する方などで、本人の依頼を受けた方になります。

#### ○届出期間

市内の新しい住所地に住み始めた日から 14 日以内（期間満了日が休日の場合はその翌日）

#### ○届出に必要なもの

- ・届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等官公庁発行の写真付きの証明書の場合は、1 点。健康保険証や年金手帳等の写真なしの証明書の場合は 2 点）
- ・印鑑
- ・国民健康保険証（加入者のみ）
- ・マイナンバーカード（所持者のみ）
- ・住民基本台帳カード（顔写真付カードの所持者のみ）
- ・在留カード、または特別永住者証明書（外国人住民のかた）
- ・委任状（代理人の場合）
- ・新築の賃貸住宅・アパート等へ入居する場合は、「契約書」をお持ち下さい。（地番やアパート名を確認し、スムーズに手続きを進めるために必要となります。）
- ・住宅を購入した場合は購入物件の地番が確認できる書類（契約書、登記簿等）を、自宅を新築した場合は、設計図面等（公図、配置図と建物の地番が確認できる書類）をご持参ください。特に住居表示区域の場合は「新築届」が必要になる場合があるため、設計図書等のご持参をお願いします。

※土曜日、日曜日の蓮田駅西口行政センターでの受付の際に、地番が確認できる書類をご提示いただけない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。

※児童や高齢者を含む世帯の場合は、上記のほかにも必要なものがあります。

## 住居表示区域内の新築などの届け出

住居表示区域内に建物を新築または改築したときは、別紙（クリックしてください）により必ず届出をしてください。

なお、この手続きがお済みでないと住所の表示が決まらないことになり、転入（転居）手続きができませんので、ご注意ください。

○付定申請が必要な区域については、下記の一覧表をご覧ください。

（本町、末広、御前橋、見沼町、上、関山、東、椿山、緑町、綾瀬、桜台）

○住居番号の付定申請書・建物その他の工作物新築届

郵送での手続きは出来ません。

○申請者

家屋の所有者、管理者、占有者

○必要なもの

- ・ 配置図等（建物の出入口及び隣地境界線の確認できるもの）
- ・ 公図（地番が書かれているもの）

※申請の建物が集合住宅（マンション、アパート等）の場合は、建物その他の工作物新築届の余白に、建物の名称、階数、戸数を記入してください。